

1 防府市再犯防止推進協議会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律の規定に基づき防府市再犯防止推進計画（以下「推進計画」という。）における施策を推進するとともに、本市の再犯防止に関する課題及び対応等について関係機関と情報共有を図るため、防府市再犯防止推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1） 推進計画の策定、見直しに関すること
- （2） 推進計画の評価に関すること
- （3） 再犯防止に関する課題や施策等に関すること
- （4） その他、協議会の目的達成に関して必要な事項に関すること

（組織）

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 委員は別表の団体から推薦された者をもって充てる。
- 3 会長及び副会長は、委員の中から互選により選出する。

（会長及び副会長）

第4条 会長は、協議会を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は会長をもって充てる。
- 3 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議の出席を求め、意見若しくは説明をさせ又は必要な資料の提出を求めることができる。

（任期）

第6条 委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の翌年度の末日とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、防府市福祉部福祉総務課人権推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

防府市再犯防止推進協議会委員

区分	所属
国関係機関	山口地方検察庁 山口保護観察所 防府公共職業安定所 山口刑務所
司法関係団体	山口県弁護士会
県関係機関	山口健康福祉センター 中央児童相談所
社会福祉関係団体	防府市社会福祉協議会
地域協力団体	防府市自治会連合会 防府市民生委員児童委員協議会
民間協力団体	防府保護区保護司会 防府市更生保護女性会 防府更生保護協力雇用事業者の会
学校関係機関	防府市小学校長会 防府市中学校長会 山防地区高等学校生徒指導連絡協議会

2 関係機関等連絡先一覧

■就労についてお困りの方

防府市自立相談支援センター（防府市社会福祉協議会内）	
主な支援内容	就労に悩みを抱え生活に困窮している方、生活保護に至るおそれがある方に対して、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、支援を行います。
連絡先	0835-24-9777 フリーダイヤル 0800-200-1578
防府公共職業安定所	
主な支援内容	矯正施設や保護観察所等から協力依頼がされた方に対して、関係機関と連携して専門援助窓口での特別な就労支援を行います。
連絡先	0835-22-3855
防府更生保護協力雇用事業者の会	
主な支援内容	前歴を開示して就職を希望する刑務所出所者等に対して、犯罪・非行をした人であるという事情を理解した上で雇用し、自立や社会復帰を支援します。
連絡先	0835-23-5001（協同重機（有）内）

■高齢者や障害のある方

防府市社会福祉協議会	
主な支援内容	高齢者・障害者等の権利擁護の推進や、生活困窮者への経済的支援の推進等、地域住民の生活の困りごとの相談を受け、安心して生活ができるよう支援します。
連絡先	0835-22-3907
防府市高齢福祉課 地域包括ケア係	
連絡先	防府市寿町 7-1 防府市役所本館 2 階 0835-25-2964
防府市障害福祉課 相談支援係	
連絡先	防府市寿町 7-1 防府市役所本館 2 階 0835-25-2967

■依存症についてお困りの方（依存症専門医療機関）

山口県立こころの医療センター（アルコール健康障害、薬物依存症）	
連絡先	山口県宇部市東岐波 4004-2 0836-58-2370
医療法人信和会 高嶺病院（アルコール健康障害、ギャンブル等依存症）	
連絡先	山口県宇部市大字善和 187-2 0836-62-1100

■依存症を含む精神保健相談や健康相談について

山口県健康福祉センター防府保健部（防府保健所）	
連絡先	防府市寿町 7-1 防府市役所福祉棟 1 階 0835-22-3740

3 用語解説

用 語	説 明
あ 行	
SDGs（エスディーズ）	貧困、飢餓、保健、教育など、21世紀の世界が抱える社会・経済・環境面の課題を解決し、持続可能な形で発展していくため、国際社会が2030年までに達成を目指す17の目標。
か 行	
矯正施設	犯罪をした人や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設。法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院。
協力雇用主	犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。
刑事司法手続	犯罪をした人等に対する、検察、裁判、矯正及び更生保護までの一連の手続き。
刑法犯	刑法、暴力行為等処罰法、組織犯罪処罰法等に規定される犯罪。
検挙	検察官、警察官等の捜査機関が、犯罪の行為者を割り出し、被疑者とすること。
更生保護	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助ける取組。
さ 行	
再犯者	過去に、道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再度、検挙された者
社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動
住宅確保要配慮者	民間賃貸住宅に入居が制限されるなど、住宅を確保することを困難にする特別な事情を有する低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等
住宅セーフティネット制度	高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方（住宅確保要配慮者）が今後も増加する見込みであるが、住宅セーフティネットの根幹である公営住宅については大幅な増加が見込めない状況にある。一方で、民間の空き家・空き室は増加していることから、それらを活用して、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的に設立された制度

スクールカウンセラー	児童生徒の臨床心理に関して専門的知識や経験を有し、学校において、児童生徒や保護者へのカウンセリングなどを行う専門家
スクールソーシャルワーカー	社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの活用により、問題を抱える児童生徒への支援を行う専門家
生活困窮者自立支援制度	生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、生活保護に至る前の段階での自立に向けた包括的な支援を行う制度
た 行	
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会
地域生活定着支援センター	高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設出所者等に対し、出所後直ちに福祉サービス等につなげる準備を、保護観察所等と協働して実施する機関
地域包括支援センター	介護保険法に定められ各市町村に設置された、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関
DV	配偶者（事実婚を含む）や恋人など親密な関係にある者、またはあった者からの暴力のこと。身体的な暴力だけでなく、精神的、経済的、性的な暴力等も含まれる。ドメスティック・バイオレンスの略。
な 行	
認知件数	犯罪について、被害の届出、告訴、告発等により、警察等が発生を認知した事件の数
は 行	
防府市総合計画	防府市自治基本条例に規定されている防府市の最上位計画であり、まちづくりの基本的な構想を示す総合計画。現在の計画は、第5次計画で、計画期間は令和3年度から令和7年度までの5か年間。
防府市地域福祉計画・防府市地域福祉活動計画	社会福祉法に規定されている市町村地域福祉計画で、地域福祉の推進について定めた計画。現在の計画は、第3次計画で、計画期間は令和3年度から令和7年度までの5か年間。防府市社会福祉協議会による防府市地域福祉活動計画と一体的に策定。
防府保護区	保護区は、一つ若しくは複数の区市町村を単位にしており、山口県内には13の保護区があり、防府保護区の区域は防府市

保護司	犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員
ま 行	
民生委員・児童委員	民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された人で、児童福祉法に定める児童委員も兼ねており、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言などを行う非常勤の地方公務員
や 行	
薬物乱用対策推進本部	県を中心に、覚醒剤、大麻及び危険ドラッグ等の違法薬物の乱用の根絶を期し、健全な社会を構築することを目的に、関係機関・団体が連携を密にし、総合的かつ効果的な乱用防止対策について協議する組織